法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四号）の規定によりその商業登記の事務が名古屋法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の名古屋法務局一宮支局及び春日井支局

平成二十二年三月二十三日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四号）の規定によりその商業登記の事務が富山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の富山地方法務局高岡支局

平成二十二年三月十五日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四号）の規定によりその商業登記の事務が松江地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の松江地方法務局浜田支局及び出雲支局

平成二十二年三月二十三日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局北九州支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局行橋支局

平成二十二年三月二十三日

附　則

この告示は、平成二十二年三月五日から施行する。

○厚生労働省告示第六十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日　　厚生労働大臣　長妻　昭

第二条中「施行規則第二十条の二の三第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修」を「第二号職場適応援助者養成研修」に改め、「次の表」の下に「の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄」を加え、同条の表を次のように改める。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	東京都三鷹市上連雀一丁目十二番地十七	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	JC―NETジョブコーチ養成研修（第2号）
特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	第2号職場適応援助者（ジョブ・コンダクター）養成研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地	平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	第2号職場適応援助者養成研修

第二条を第三条とする。

第一条中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の二の三第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修」を「第一号職場適応援助者養成研修」に改め、「次の表」の下に「の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄」を加え、同条の表を次のように改める。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	東京都三鷹市上連雀一丁目十二番地十七	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	JC―NETジョブコーチ養成研修（第1号）
特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	第1号職場適応援助者（ジョブ・メイト）養成研修
特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地	平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	第1号職場適応援助者養成研修
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク	大阪府大阪市平野区喜連西六丁目二番五十五号	平成二十年十月一日から平成二十三年九月三十日まで	第1号職場適応援助者（ジョブパートナー）養成研修

第一条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「第一号職場適応援助者養成研修」という。）又は同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「第二号職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。

一　研修を実施する者（以下「研修機関」という。）の施設、設備、研修の実施の方法その他の研修に関する事項が、第一号職場適応援助者養成研修又は第二号職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　研修機関の経理的及び技術的な基礎が、第一号職場適応援助者養成研修又は第二号職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三　研修機関が、第一号職場適応援助者養成研修又は第二号職場適応援助者養成研修の適正かつ確実な実施を図るための研修実施規程を定めていること。

○農林水産省告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月五日　　農林水産大臣　赤松　広隆

一㈠　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木星丸字榎谷五七、六三、六六から六八まで、杷木松末字小汐一七五、二二七、字石ヶ迫二六二六、八女市立花町兼松字ミツタニ一〇九八の二、一一〇二の一

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　福岡県朝倉市山田字倉谷一四八〇の三

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備